

自己資本の充実の状況

●定性的な開示事項について

(1)自己資本調達手段

- 自己資本額は当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客様による出資金にて調達しています。

(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTier 1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合では、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られておりと評価しております。
- 一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積上げを第一義的な施策として考えております。
- ※「エクスポージャー」… リスクに晒されている資産を指し、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

(3)信用リスクに関する事項

- 信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
- 個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣も参加した融資審議会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。
- 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。
- ※信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失をうけるリスクのことをいいます。

(4)リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関*

- リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は格付付投資情報センター(R&I)を採用しております。
- ※エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

(5)信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するため、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済資源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。
- 又、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
- 信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱ならびに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この取り扱いについては当組合が定める事務規程等により適切な取り扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続き

- 派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

- 証券化取引は行っておりません。

(8)オペレーショナル・リスクに関する事項

- 事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。
- システムリスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
- その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。
- 事務部がオペレーショナル・リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- オペレーショナルリスク相当額の算出は、基礎的手法を採用しております。
- ※オペレーショナル・リスクとは、業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれております。

(9)市場リスクに関する事項

- 上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に報告しております。非上場株式については、当組合が定める「資金運用規程」などに基づいて運用・管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券に係る会計規程」及び日本証券業協会の「有価証券時価細則」に従った適切な処理を行っております。
- 企画財務部が市場リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※市場リスクとは、金利・為替・株式などの相場が変動することによって、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。

(10)金利リスクに関する事項

- 金利リスクの管理方法は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響度などを定期的に計測し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- 企画財務部が金利リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響のことをいいます。
- 金利リスク算定の根拠

コア預金	対象	<input type="checkbox"/> 流動性預金全般(当座・普通預金等)
	算定方法	<input type="checkbox"/> ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
	満期	<input type="checkbox"/> 5年以内(平均2年)
固定金利貸出の期限前返済		<input type="checkbox"/> 期限前返済率を3%として算出しています
定期預金の早期解約		<input type="checkbox"/> 早期解約率を34%として算出しています
金利感応資産負債		<input type="checkbox"/> 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅		<input type="checkbox"/> 100BP
リスク計測の頻度		<input type="checkbox"/> 四半期毎(3、6、9、12月末基準)

自己資本の充実の状況

●定量的な開示事項について

(1)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	平成29年度	平成30年度		
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	11,947		12,719	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,747		3,668	
うち、利益剰余金の額	8,245		9,095	
うち、外部流出予定額(△)	45		44	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	254		199	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	254		199	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	109		91	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,312		13,010	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	56	14	78	
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	56	14	78	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
前払年金費用の額	-	-	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	56		78	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	12,255		12,932	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	134,550		140,803	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 331		405	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	14		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 751		-	
うち、上記以外に該当するものの額	405		405	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,022		6,864	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	141,573		147,667	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.65%		8.75%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	134,550	5,382	140,803	5,632
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	134,882	5,395	140,398	5,615
(i) ソブリン向け	1,640	65	1,575	63
(ii) 金融機関向け	16,619	664	17,411	696
(iii) 法人等向け	14,929	597	17,034	681
(iv) 中小企業等・個人向け	13,149	525	11,156	446
(v) 抵当権付住宅ローン	2,861	114	2,594	103
(vi) 不動産取得等事業向け	78,785	3,151	84,224	3,368
(vii) 三月以上延滞等	706	28	1,088	43
(viii) 出資等	117	4	117	4
出資等のエクスポージャー	117	4	117	4
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,251	50	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,096	43	1,605	64
(xi) その他	3,723	148	3,589	143
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			—	—
ルック・スルー方式			—	—
マンドート方式			—	—
蓋然性方式(250%)			—	—
蓋然性方式(400%)			—	—
フォールバック方式(1250%)			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	419	16	405	16
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 751	△ 30	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	7,022	280	6,864	274
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	141,573	5,662	147,667	5,906

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)～(xi)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国 内	238,546	244,082	147,092	148,196	4,401	4,299	-	-	993	1,380
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	238,546	244,082	147,092	148,196	4,401	4,299	-	-	993	1,380
製 造 業	10,815	9,854	10,813	9,552	-	300	-	-	7	37
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	12,440	11,470	12,430	11,459	-	-	-	-	166	165
電気、ガス、熱供給、水道業	163	763	163	163	-	600	-	-	-	-
情 報 通 信 業	450	356	444	349	-	-	-	-	0	4
運 輸 業、郵 便 業	1,523	1,317	1,523	1,317	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	5,424	4,623	5,418	4,620	-	-	-	-	97	16
金 融 業、保 険 業	85,392	88,948	4,189	3,787	1,400	1,100	-	-	-	-
不 動 産 業	85,577	92,784	85,497	92,681	-	-	-	-	305	675
物 品 賃 貸 業	1,000	799	1,000	698	-	100	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,032	915	1,032	915	-	-	-	-	0	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,114	1,010	1,113	1,008	-	-	-	-	0	13
生活関連サービス業、娯楽業	2,129	1,644	2,128	1,643	-	-	-	-	8	6
教育、学習支援業	2	3	2	3	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	463	447	462	446	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	4,838	4,125	4,837	4,123	-	-	-	-	102	102
その他の産業	168	159	168	159	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	3,004	2,201	-	-	3,001	2,199	-	-	-	-
個 人	15,889	15,284	15,867	15,264	-	-	-	-	304	358
そ の 他	7,114	7,371	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	238,546	244,082	147,092	148,196	4,401	4,299	-	-	993	1,380
1年以下	71,940	87,448	31,020	32,530	1,101	1,700	-	-	-	-
1年超 3年以下	45,562	37,040	15,160	13,740	2,301	600	-	-	-	-
3年超 5年以下	18,058	12,106	11,559	9,108	998	1,998	-	-	-	-
5年超 7年以下	13,464	12,198	13,464	12,198	-	-	-	-	-	-
7年超 10年以下	7,215	6,782	7,215	6,782	-	-	-	-	-	-
10年超	67,043	71,849	67,043	71,849	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	7,890	9,037	1,628	1,987	-	-	-	-	-	-
そ の 他	7,371	7,618	-	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	238,546	244,082	147,092	148,196	4,401	4,299	-	-	-	-

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、有形固定資産、無形固定資産等の資産が含まれています。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	560	254	—	560	254
	平成30年度	254	199	—	254	199
個別貸倒引当金	平成29年度	1,414	1,190	396	1,017	1,190
	平成30年度	1,190	989	522	667	989
合計	平成29年度	1,974	1,445	396	1,577	1,445
	平成30年度	1,445	1,188	522	922	1,188

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		平成29年度	平成30年度
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度		
製造業	25	2	2	1	25	2	2	1	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	364	273	273	265	364	273	273	265	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	0	0	2	0	0	0	2	—	—
卸売業、小売業	62	52	52	34	62	52	52	34	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	396	364	364	229	396	364	364	229	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	80	75	75	69	80	75	75	69	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	16	11	11	7	16	11	11	7	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	120	113	113	119	120	113	113	119	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	61	56	56	56	61	56	56	56	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	285	239	239	203	285	239	239	203	—	—
合計	1,414	1,190	1,190	989	1,414	1,190	1,190	989	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	9,509	—	7,352
10%	—	16,494	—	15,843
20%	—	83,116	—	87,088
35%	—	8,277	—	7,491
50%	—	363	—	1,619
75%	—	18,717	—	15,875
100%	—	101,701	—	108,098
150%	—	133	—	370
250%	—	231	—	343
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	238,546	—	244,082

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

[4] 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,153	2,015	175	158	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

[5] 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

[6] 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	10	10	7	7
非 上 場 株 式 等	1,205	1,205	1,521	1,521
合 計	1,216	1,216	1,528	1,528

(注)非上場株式等の時価については、取得価格(帳簿価格)を記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
評 価 損 益	2	△ 1

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で確認されない評価損益の額

該当ございません。

(8) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB : 金利リスク			
項 番		△EVE	
		平成29年度	平成30年度
1	上方パラレルシフト		0
2	下方パラレルシフト		0
3	スティープ化		124
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値		124
		平成29年度	平成30年度
8	自己資本の額		12,932

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、前年度開示しておりました旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(平成29年度)は、1,234百万円でございます。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係る200BP(市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量)であり、当期末の△EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の計数の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。